

平成31年2月1日

【問い合わせ先】

中国運輸局島根運輸支局 輸送・監査担当

担当：小早川、荒川  
こばやかわ あらかわ

TEL：0852-37-1311

FAX：0852-37-2030

## タクシーの運賃改定要請について（島根県本土地区）

平成31年1月29日付けで島根県本土地区のタクシー事業者である有限会社生馬タクシー（松江市）から一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃（※1）の変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、島根県本土地区において本要請の日から3ヶ月の受付期間を経た後、要請書又は運賃変更認可申請書（※2）を提出した事業者の合計車両数が、地区内の事業者全体の車両数の7割（※3）を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

**要請者（平成31年1月29日現在）**

法人名：有限会社 生馬タクシー  
住 所：松江市西生馬町3-1

**運賃適用地域**

島根県本土地区  
隠岐郡を除く島根県全域

**要請の概要**

【初乗運賃及び加算運賃】

- （要請）普通車 1. 5kmまで690円、281mごとに 90円加算  
※小型車と中型車の車種区分を統合して普通車とするもの。  
大型車 1. 5kmまで740円、241mごとに100円加算  
特定大型車 1. 5kmまで770円、226mごとに100円加算  
（現行）小型車 1. 5kmまで650円、312mごとに 90円加算  
中型車 1. 5kmまで670円、274mごとに 90円加算  
大型車 1. 5kmまで700円、253mごとに100円加算  
特定大型車 1. 5kmまで740円、237mごとに100円加算

## ※1 公定幅運賃

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づいて指定した特定地域・準特定地域においては、タクシー運賃は国土交通大臣（地方運輸局長に権限委任。）が指定した運賃の範囲（公定幅運賃）から、事業者が運賃を選択し、届け出ている。

島根県本土地区において、特定地域に指定されている地域は無く、準特定地域に指定されている地域は松江市、出雲市。

## ※2 運賃変更認可申請

特定地域、準特定地域以外の地域においては、タクシー運賃の変更には認可を受ける必要がある。

地方運輸局が公示している地域ごとの運賃の上限額を超える額への変更の申請が、運賃改定の申請となる。

## ※3 7割ルール

公定幅運賃の変更及び運賃変更認可（運賃改定）については、変更要請書又は認可申請書を提出した事業者の車両数の合計が、地域内の事業者全車両数の7割以上となった場合に手続きを開始する「7割ルール」が通達で設けられている。

なお、全車両数及び要請書又は認可申請書を提出した事業者の車両数から、福祉輸送サービス限定の事業者の車両数は除かれる。

## 参 考

- 要請受付期間  
平成31年1月29日 ~ 平成31年4月28日
- 島根県本土地区における事業者数（平成31年1月29日現在）  
87事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）
- 島根県本土地区における事業者合計車両数（平成31年1月29日現在）  
1, 139両（福祉輸送限定車両を除く。）
- 島根県本土地区における過去の運賃改定状況  
前回改定 平成26年4月1日実施
- 中国地方の過去の運賃改定状況
  - 広島県A地区 平成19年11月26日実施（平成26年に消費税改定（5%⇒8%）に伴う改定）
  - 広島県B地区 平成27年11月20日実施
  - 岡山県地区 平成27年11月28日実施
  - 鳥取県地区 平成27年11月20日実施
  - 島根県隠岐地区 平成27年7月23日実施
  - 山口県地区 平成20年3月1日実施（平成26年に消費税改定（5%⇒8%）に伴う改定）
- 中国地方の運賃改定申請状況
  - 広島県A地区 平成30年10月19日～平成31年1月18日 申請受付終了（申請率7割超）
  - 広島県B地区 平成30年11月19日～平成31年2月18日 申請受付中
  - 岡山県地区 平成30年12月20日～平成31年3月19日 申請受付中
  - 山口県地区 平成30年12月20日～平成31年3月19日 申請受付中